

## 深まる政策的対立の構図

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、欧米や日本等では、感染防止に向けた「経済社会活動の自粛」と、経済の落ち込みがもたらす国民生活の困窮回避に向けた「経済社会活動の再開」との間で、政策的な対立の構図を深めている。

感染拡大に伴う自粛措置により、今年 4-6 月期に経済活動が大きく落ち込んだことは、数字的にも明らかである。さらに、自粛措置が再び本格化する 10-12 月期以降では、経済活動の落ち込みは深刻なものとならざるを得ない。そうした中で感染防止と経済活動とをめぐり構造的対立は日本国内でも顕在化しており、知事等からは国の政策に対して出口政策の不在を問題視する声も出てきている。

いま、直面している構造的対立とは、問題解決に向けて、双方がともに相容れない排他的状況にあることを意味する。すなわち、今回の国の新型コロナウイルス対策に置き換えれば、単独の自治体や縦割りの分断された政策視点では共通の解決点を見出すことができない相互矛盾の状態であり、感染拡大と経済活動とを相互に二律背反的なものとして捉え、どちらか一方を選択することは困難な状況を意味する。

## 対立克服への 3 つの視点

こうした構造的対立を克服するには、第 1 に「耐えられる対立の領域」に止めること、そして、第 2 に「対立の操作」、さらに、第 3 に「意思力の操作」へと進化させていくことが必要となる。

### ①「耐えられる対立の領域」に止める

第 1 の「耐えられる対立の領域」に止めることは、

従来から繰り返されてきた政策対処法であり、足元の利害関係者の損失を最小化し、現実的・妥協的な結論に到達することで問題の深刻化を一時的に回避する方法である。いわゆる「皆で少しずつ我慢する」構図であり、国や地方自治体では、従来、多くの場合において、このレベルでの意思決定を中心としてきた。

今回の新型コロナウイルスをめぐる問題でいえば、感染拡大防止策を、経済活動の自粛に伴うデメリットを最小限としつつ、その範囲内で実施することである。こうした政策手法は、「Go To」政策でも顕在化したように、政治的調整によるバランスが崩れると構造的対立が抱える矛盾を深刻化させるリスクがある。さらに問題解決の本質を一時的に回避するに止まらず、先送りしてしまう構図ともなる。したがって、感染問題に限らず、課題を本質的に解決することはできない。

### ②対立の操作

第 2 の「対立の操作」とは、将来像として否定的な構図を提示し、解決策の模索に向けた行動を惹起する方法である。この方法では、一定の政策を実行しない、または不十分にしか実行しないことに伴う否定的な将来像を示し、危機感からの政策議論を活発化させ、解決に向けた妥協的協力を方向づけることになる。

例えば、医療崩壊や財政危機など「危機感を高め解決に導く」方法である。これまで、財政危機への対処等でしばしば用いられてきたが、今回も緊急事態宣言により自粛が進まない際に、感染状況や医療限界等を提示することで自粛を促す方法が取られている。

こうした方法は、現状と将来について情報の見える化を進め、多くの国民に危機認識を形成し、危機的状況を回避する手段としては有効なものといえる。しかし、

既存の枠組みでの利害関係を引きずり、その調整に要するコストが依然として残るため、漸次的にしか事が進まない。したがって、時間を要する結果となり、自粛によるストレス等の社会的デメリットが堆積し、社会的な不安定要素を高めてしまう要因ともなる。

### ③意思力の操作

第3の「意思力の操作」とは、利害関係集団だけではなく国民全体で、感染抑制だけではなく次の社会の構図をも大胆に提示して構造的対立を克服する方法である。第2の「対立の操作」と異なる点は、否定的な構図ではなく、既存の利害関係集団に関与できない国民、あるいは集団にも、共通して見てみたいと願う理想的・創造的な新たな枠組みの将来像を提示することにチャレンジするところである。理想的な将来像を示し、対立の克服に向けて、我慢ではなくチャレンジに意識を転換していくものである。

### 「対立の操作」から「意思力の操作」へ

今回の新型コロナウイルス感染拡大への対処において、現段階では「対立の操作」によって、感染リスクや医療の困難性の大きさを提示し、自粛措置が続けられている。しかし、世界各地域での感染拡大と抑制には時間的ラグもあり、対立の操作の政策効果は劣化せざるを得ない。2021年は、「意思力の操作」へと結び付けていく新たな行動が、いかに社会的に見える化され、共有されているかが、経済との構造的対立を克服する大きなポイントとならざるを得ない。

### 【著者】

宮脇 淳 (みやわき・あつし)

北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授

参議院事務局、経済企画庁、株式会社日本総合研究所主席  
研究員等を経て現職。地方分権改革推進委員会事務局長等  
を歴任。著書に『指定管理者制度 問題解決ハンドブック』、  
『自治体経営リスクと政策再生』、『「政策思考力」基礎講座』等。